

別表1

## 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目

教育職員免許法施行規則に定める科目		左記に対する本学開講科目	
		法 学 部	経 営 学 部
日本国憲法	2 単 位	憲法(統治)A [2 単 位] 憲法(統治)B [2 単 位]	憲法概論Ⅰ [2 単 位] 憲法概論Ⅱ [2 単 位]
体育	2 単 位	スポーツ総合 [2 単 位]	
外国語コミュニケーション	2 単 位	実践英会話Ⅰ [2 単 位]	
数理、データ活用及び人工 知能に関する科目又は情報 機器の操作	2 単 位	データサイエンス入門 [2 単 位] 情報処理応用 [2 単 位]	) 1 科 目 選 択 必 修